

IP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

目次 (略)

第1章～第9章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

(利用料金の設定)

1 (略)

(料金の計算方法等)

2 当社は、ドットフォン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割りしません。
ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割りしません。

(1) 料金月の初日以外の日によりドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(2) 第40条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規

目次 (略)

第1章～第9章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

(利用料金の設定)

1 (略)

(料金の計算方法等)

2 当社は、ドットフォン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割りしません。
ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割りしません。

(1) 料金月の初日以外の日によりドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(2) 第40条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の

～2021年6月30日	2021年7月1日～
<p>定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>(3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>5～14 (略)</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p>	<p>規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>(3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p><u>4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、次の料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。</u></p> <p><u>(1) 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）1（第1種ドットフォン契約に係るもの）の1-2-2（ユニバーサルサービス料）及び1-2-2-1（電話リレーサービス料）に規定する料金</u></p> <p><u>(2) 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2-2（ユニバーサルサービス料）及び2-2-2-1（電話リレーサービス料）に規定する料金</u></p> <p><u>(3) 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）3（第3種ドットフォン契約に係るもの）の3-2-2（ユニバーサルサービス料）及び3-2-2-1（電話リレーサービス料）に規定する料金</u></p> <p>5～14 (略)</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p>

～2021年6月30日

2021年7月1日～

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) ユニバーサルサービス料の適用	1-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3)～(10) (略)	(略)
(11) 利用料金の適用除外	<p>当社は、第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の解除があった場合（当社が別に定める場合に限り、）、その第1種ドットフォン契約の利用料金（定額料、ユニバーサルサービス料及び付加機能利用料に限り、）を適用しません。</p> <p>（注）当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、）に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。</p>

1-2 料金額

1-2-1 定額料 (略)

1-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

<u>料 金 額</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)
--------------	---

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	1-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び1-2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3)～(10) (略)	(略)
(11) 利用料金の適用除外	<p>当社は、第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の解除があった場合（当社が別に定める場合に限り、）、その第1種ドットフォン契約の利用料金（定額料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能利用料に限り、）を適用しません。</p> <p>（注）当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、）に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。</p>

1-2 料金額

1-2-1 定額料 (略)

1-2-2 ユニバーサルサービス料

～2021年6月30日

2021年7月1日～

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ユニバーサルサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)</u>

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

1-2-2-1 電話リレーサービス料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	<u>1円(1.1円)</u>

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>)に掲載するものとし、)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

- 1-2-3 付加機能利用料 (略)
- 1-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)
- 1-2-5 請求書等の発行に関する料金 (略)

- 1-2-3 付加機能利用料 (略)
- 1-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)
- 1-2-5 請求書等の発行に関する料金 (略)

～2021年6月30日

2021年7月1日～

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

2-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) ユニバーサルサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(3)～(6) (略)	(略)

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(3)～(6) (略)	(略)

2-2 料金額

2-2 料金額

2-2-1 定額料 (略)

2-2-1 定額料 (略)

2-2-2 ユニバーサルサービス料

2-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

<u>料 金 額</u>	
	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ユニバーサルサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)

～2021年6月30日

2021年7月1日～

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-2-2-1 電話リレーサービス料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	<u>1円(1.1円)</u>

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

2-2-3 付加機能利用料 (略)

2-2-3 付加機能利用料 (略)

2-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)

2-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)

2-2-5 削除

2-2-5 削除

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3-1 適用

3-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)

~2021年6月30日	2021年7月1日~
-------------	------------

(2) ユニバーサルサービス料の適用	3-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3)~(9) (略)	(略)

(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	3-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び3-2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3)~(9) (略)	(略)

3-2 料金額

3-2-1 定額料 (略)

3-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

3-2 料金額

3-2-1 定額料 (略)

3-2-2 ユニバーサルサービス料

<u>料 金 額</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)</u>
--------------	--

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ユニバーサルサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)</u>

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

～2021年6月30日

2021年7月1日～

3-2-2-1 電話リレーサービス料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1のIP電話番号ごとに月額</u>	<u>1円(1.1円)</u>

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>))に掲載するものとし、それを1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

3-2-3 付加機能利用料 (略)

3-2-3 付加機能利用料 (略)

3-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)

3-2-4 ダイヤルアウト通信料 (略)

3-2-5 請求書等の発行に関する料金 (略)

3-2-5 請求書等の発行に関する料金 (略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用(工事費(付帯サービスの工事費を除きます。)) (略)

第2表 工事に関する費用(工事費(付帯サービスの工事費を除きます。)) (略)

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)